

② 第一表の収入金額等と所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

次の事項を、【事例2】の記載例の書き方(14ページ)を参照して書いてください。

- ① 提出先、提出日、申告年分(0□に「4」と書き)、空白部分(「確定」と書き)。
- ② 住所(居所・事業所等を含みます)、マイナンバー(個人番号)、生年月日、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号(市外局番から書いてください)。
- ③ 申告の種類(土地や建物の譲渡所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます)。

③ 第二表を作成します。

作成に当たっては、【事例2】の記載例(15ページ)を参照してください。

④ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額は、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

申告書第一表

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

令和5年2月16日 令和04年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 FA2202

納税地 K市××町4-23-12 フリガナ サッポロ サブロー 氏名 札幌 三郎

住所 札幌 三郎 氏名 札幌 三郎

収入金額等 所得金額等

給与所得 12000000

所得金額等 9900000

基礎控除 480000

所得金額 9420000

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。
※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

②③ 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。
この事例では、控除対象扶養親族の方が特定扶養親族(年齢が19歳以上23歳未満の方)に該当し、その控除額は一人63万円となります(16ページ参照)。

②①～②② 配偶者(特別)控除

あなた及び配偶者の合計所得金額に応じて控除額が異なります(16ページ参照)。
この事例では、源泉徴収票に配偶者控除額(13万円)の記載がありますが、特例を適用し、給与所得(9,900,000円)から譲渡損失の金額(△15,788,800円)を控除(損益通算)すると、合計所得金額が0円となるため、配偶者控除額は38万円となります。

⑤ 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和04年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用) FA2401

住所 K市××町4-23-12

氏名 サッポロ サブロー

収入金額等 所得金額等

給与所得 25000000

所得金額 15788800

「特例適用条文」欄の記載方法は24ページを参照してください。

譲渡損失の書き方

譲渡損失の記載に当たっては、次の点にご注意ください。
イ 総合譲渡所得(金地金などの売却)や一時所得のない場合で、第一表の所得金額等「①事業(営業等)」欄から「⑥給与」欄までの金額及び「⑩雑(⑦から⑨までの計)」欄の金額の合計が黒字の場合には、そのまま譲渡損失の金額の前に△を付して書いてください。
ロ イ以外の場合には記載手順が異なる場合がありますので、税務署にお尋ねください。

「区分」を書きます。
この事例では、「長期・一般」となります(17,43ページ参照)。

この事例の場合は給与所得の金額(9,900,000円)から「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の③欄(30ページ参照)の金額を差し引き、その差し引き後の金額を書いてください。

「給与所得」 「③欄の金額」
9,900,000円 - 15,788,800円
= △5,888,800円

この事例のように、控除しきれない譲渡損失の金額がある場合には、控除後の金額の前に△を付して書いてください。
なお、このケースの場合は、第一表の所得金額等「⑩合計」欄の金額と異なる金額を記載することになります。

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

譲渡損失の書き方

譲渡損失の記載に当たっては、次の点にご注意ください。
イ 総合譲渡所得(金地金などの売却)や一時所得のない場合で、第一表の所得金額等「①事業(営業等)」欄から「⑥給与」欄までの金額及び「⑩雑(⑦から⑨までの計)」欄の金額の合計が黒字の場合には、そのまま譲渡損失の金額の前に△を付して書いてください。
ロ イ以外の場合には記載手順が異なる場合がありますので、税務署にお尋ねください。

「区分」を書きます。
この事例では、「長期・一般」となります(17,43ページ参照)。

この事例の場合は給与所得の金額(9,900,000円)から「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の③欄(30ページ参照)の金額を差し引き、その差し引き後の金額を書いてください。

「給与所得」 「③欄の金額」
9,900,000円 - 15,788,800円
= △5,888,800円

この事例のように、控除しきれない譲渡損失の金額がある場合には、控除後の金額の前に△を付して書いてください。

なお、このケースの場合は、第一表の所得金額等「⑩合計」欄の金額と異なる金額を記載することになります。

30